

# 「鳥取県国際経済変動緊急対策補助金」のご案内

— ウクライナ危機等で国際取引の見直しが必要な中小企業者を支援します —

鳥取県では、ロシアによるウクライナ侵攻や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中国でのロックダウン実施等（以下「ウクライナ危機等」という。）を契機とした国際経済変動により、海外との原材料、部品や製品等の取引が困難になっている県内中小企業者が、国際取引によるサプライチェーンやマーケットの再構築等について緊急的対応を行う取組を支援します。

## ■補助金名 鳥取県国際経済変動緊急対策補助金

■対象事業 ウクライナ危機等の国際経済変動により海外との原材料、部品や製品等の取引が困難になっている状況を受け、国際取引によるサプライチェーンやマーケットの再構築等に緊急的に取り組む任意の事業

■対象者 鳥取県内に本社を有する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）

■対象経費 調査・コンサルティング・マーケティング費、専門家謝金、旅費交通費、商談会・展示会出展費、各種認証取得費、現地販路開拓委託費、感染症対策費、雑費等

■補助率等 補助率：1/2 （補助上限額：100万円）

■事業期間 交付決定日から令和5年1月31日（火）まで

■申請期間 **令和4年6月13日（月）から令和4年8月31日（水）まで**

※受付期間であっても、交付決定額が予算額に達した場合は、受付期間を終了します。

また、受付期間終了時点で交付決定額が予算額に達していない場合には、その後も交付決定額が予算額に達するまで受付期間を延長します。

■申請方法 県通商物流課のWEBサイトで「鳥取県国際経済変動緊急対策補助金交付要綱」をご確認の上、交付申請様式等をダウンロードし、郵送又は持参により提出してください。

[通商物流課 URL]

<https://www.pref.tottori.lg.jp/tsushou-butсурyu/>



## 【申請先・問合せ先】鳥取県商工労働部通商物流課

（所在地：鳥取市東町一丁目220番地）

電話：0857-26-7660 ファクシミリ：0857-26-8117

電子メール：tsushou-butсурyu@pref.tottori.lg.jp